

とやまアーティストマッチング事業に係る公募型プロポーザル
質問への回答

	質問	回答
1	<p>・補助事業者に対する謝金や旅費は、県が補助金額の確定、補助金の交付をされると承知しておりますが、かかる経費は委託料に含まれないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。補助事業者に対する補助金（謝金や旅費）は、委託料とは別に県から補助事業者に交付いたします。</p>
2	<p>・イベント保険等の保険料は、委託料に含まれないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・仕様書4（2）ウのとおり、出演者、参加者等を対象にしたイベント保険等への加入手続きは委託業務に含まれますので、その保険料も委託料に含まれます。</p>